

防府市高齢者保健福祉推進本部設置要綱

平成13年2月1日制定

(目的)

第1条 総合的な高齢者保健福祉対策を推進するため、防府市高齢者保健福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 高齢者保健福祉対策の総合的な企画及び立案に関すること。

(2) 高齢者保健福祉に係る施策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、委員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(部会)

第6条 専門的事項を調査研究するため、推進本部に部会を置くことができる。

2 部会長は福祉部次長をもって充てる。

3 部会の運営について必要な事項は別に定める。

(関係者の出席)

第7条 推進本部及び部会の長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

副市長	本部長
総務部長	副本部長
総合政策部長	委員 (部会長)
文化スポーツ観光交流部長	
生活環境部長	
保健子ども部長	
産業振興部長	
土木都市建設部長	
教育部長	
消防長	
福祉部長	
福祉部次長	